



アイ・アールジャパングループ利益相反管理方針

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
株式会社アイ・アールジャパン

アイ・アールジャパングループは、持株会社である株式会社アイ・アールジャパンホールディングス（以下「IRJHD」といいます。）の傘下に、IRJHDの100%子会社であって第一種金融商品取引業者である株式会社アイ・アールジャパン（以下「当社」といいます。）、当社の100%子会社である株式会社IRJ ビジネスコンサルティングスタッフ及びIRJHDの100%子会社である株式会社JOIBの3社（IRJHDとこれら3社を併せて以下「IRJグループ」といいます。）の事業会社を擁しております。

IRJHDの取締役会は、IRJグループの管理機能が持株会社並びに旗艦子会社である当社の管理部門に実質的に集約されている状況等も踏まえ、当社において当社グループの利益相反管理方針を策定することを決議しました。これを受けて、当社は、利益相反によってIRJグループの顧客の利益が不当に害されることを可及的に防止するべく、「アイ・アールジャパングループ利益相反管理方針」（以下「IRJグループ利益相反管理方針」といいます。）を制定し、その概要を以下の通り公表いたします。

1.目的

「IRJグループ利益相反管理方針」は、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（以下2.に定める取引であって、以下「対象取引」といいます。）を特定及び類型化し、顧客の利益が対象取引によって不当に害されることのないよう、IRJグループにおける利益相反を管理することを目的としております。

2.利益相反管理の対象とする取引（対象取引）の類型

対象取引は、以下の（1）から（3）に類型化する。但し、これらの類型は、一般的抽象的に「利益相反のおそれのある取引」として類型化したものであり、個別具体的な取引における利益相反の有無については、個別具体的な事情を踏まえて判断するものとします。

- （1）顧客とIRJグループ又は他の顧客と利害が対立している場合において、一方又は双方の顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（対立型）
- （2）顧客とIRJグループ又は他の顧客とが同一の対象に対して競合する場合において、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（競合型）
- （3）IRJグループが保有する未公表の情報を利用してIRJグループ又は特定の顧客を利する結果として、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（情報利用型）



3.利益相反の管理方法

IRJ グループは、対象取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の措置又はその組み合わせにより、対象取引における利益相反の管理を行います。

- (1) 対象取引を行う部署（業務担当者）と対象取引によって利益が不当に害される又は害されるおそれのある顧客との取引を行う部署（業務担当者）を分離する方法、その他の情報隔壁・情報遮断を行う方法
- (2) 対象取引又は対象取引によって利益が不当に害される又は害されるおそれのある顧客との取引の条件若しくは方法を変更する方法
- (3) 対象取引又は対象取引によって利益が不当に害される又は害されるおそれのある顧客との取引の全部又は一部を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、顧客の利益が不当に害される又は害されるおそれがあることについて当該顧客へ開示する方法（又はその同意を取得する方法）
- (5) 対象取引に係る情報共有者を監視する方法

4.対象取引の管理体制

IRJ グループは、利益相反の管理を行うにあたり、IRJ グループの中核会社であり、第一種金融商品取引業者である当社の管理本部を利益相反管理部署とし、利益相反管理態勢全般にかかる管理統括は、管理本部管掌の取締役が行い、その統括の下、利益相反管理の対象とする取引の特定及び管理並びに定期的な検証を行い、その結果に基づき利益相反管理のための必要な措置を講じます。

また、IRJ グループにおける利益相反の管理のため社内研修等役職員への教育を実施し、利益相反管理に必要な体制を整備いたします。

5.管理対象となるグループ会社

- (1) 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
- (2) 株式会社アイ・アールジャパン（当社）
- (3) 株式会社 JOIB
- (4) 株式会社 IRJ ビジネスコンサルティングスタッフ

以上

（2023年3月30日制定）